

KAIZEN CPA LIMITED 啓源会計士事務所株式会社

Rooms 2101-05, 21/F., Futura Plaza 111 How Ming Street, Kwun Tong, Hong Kong 香港クントン巧明街111号富利広場21階2101-05室 T: +852 2341 1444 E info@kaizencpa.com

非香港会社設立パッケージ#NHK02 支店設立+登録住所+現地代表者+銀行口座開設

1. 設立サービス費用

弊所は非香港会社(支店)の設立を代行するサービス費用は 1,385 米ドルとなります。弊所のサービスには以下の各項が含まれています。

- (1) 非香港会社(外国法人の支店)の会社設立証明書及び商業登記証を 取得し、所定の費用を納付します。
- (2) 取締役、秘書役、登録住所の情報を提出します。
- (3) 初年度の登録住所(事業所)を提供します。
- (4) 初年度の現地代表者を提供します。

外国法人は香港で事業を行おうとする場合、事業所を置いてから 1 ヶ月以内に設立を申請する必要があります。

2. 設立手続

以下の書類を会社登記所に提出し、関連費用を納付します。

- (1) 組織の定款大綱及び定款細則の認証済正本
- (2) 以下の各項が記載される Form NN1
 - (i) 取締役、秘書役に関する情報
 - (ii) 香港で指定された代表者の情報
 - (iii) 香港での主な事業所
 - (iv) 海外法人の設立場所と登録住所
- (3) 海外法人の設立証明書
- (4) 海外法人の監査報告書の認証済正本(現地の法律は海外法人に監査の義務がつけられている場合)

上記の(1)及び(4)は中国語又は英語表記でない場合、その中国語訳本又は英語訳本の認証済コピーが必要です。(3)は中国語又は英語表記でない場合、その認証済正本及び中国語訳本又は英語訳本の認証済コピーが必要です。

銀行との会議を手配し、大手国際銀行の香港支店に銀行口座開設書類を提出し、銀行口座及び関連情報を取得します。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F. Di Wang Commercial Centre 5002 Shennan Road East Luohu District, Shenzhen, China 中国深セン市羅湖区深南東路5002号 地王商業センター12階1203-06室 T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A Guangqi Culture Plaza 2899A Xietu Road, Xuhui District Shanghai, China 中国上海市徐匯区斜土路2899甲号 光啓文化広場A棟12階1201室 **T**: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4 Chung Hsiao East Road Daan District, Taipei Taiwan 10688 台湾台北市大安区忠孝東路四段 142号3階303室 郵便番号: 10688 **T**: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka 2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo Japan 107-0052 日本東京都港区赤坂二丁目16番6号 BIZMARKS赤坂308室 郵便番号: 107-0052 **T**: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court Singapore 069538 **T**: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2 E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi Gerbang Kerinchi Lestari 59200 Kuala Lumpur, Malaysia T: +60 19 2177 344

NEW YORK = = - = - 7

202 Canal Street, Suite 303, 3/F. New York, NY 10013, USA **T**: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park Bromley, Greater London BR1 1LU, UK T: +44 20 8176 3860

3. 提出書類

3.1 支店設立

香港の会社条例第 776 条において、香港で事業所を置こうとする会社は、事業所を置いてから1ヶ月以内に次の書類を提出しなければならないと定めています。

- (1) 定款大綱、定款細則又は覚書など(中国語又は英語表記でない場合、その中国語訳本又は英語訳本の認証済コピーが必要)
- (2) 以下の各項が記載される所定様式 Form NN1
 - (i) 香港での主な事業所
 - (ii) 海外法人の設立場所と登録住所
 - (iii) 取締役、秘書役に関する情報
- (3) 海外法人の設立証明書の認証済正本(中国語又は英語表記でない場合、その中国 語訳本又は英語訳本の認証済コピーが必要)
- (4) 海外法人の監査報告書の認証済正本(現地の法律は海外法人に監査の義務がつけられている場合)(中国語又は英語表記でない場合、その中国語訳本又は英語訳本の認証済コピーが必要)

授権代表者(authorised representative)とは、非香港会社の設立において海外法人の代理人とし、当該海外法人に送付された全ての法的文書、お知らせを受け取り、かつ、以下の各項のいずれかに該当する者をいいます。

- (i) 香港に居住する自然人
- (ii) 「法律業者条例」(第 159 章)第 2(1)条に定める弁護士法人
- (iii) 「専門会計士条例」(第50章)第2(1)条に定める会計士法人
- (iv) 法律事務所、公認会計士事務所

3.2 銀行口座開設

- (1) 親会社の全ての取締役、株主、銀行口座の署名権者のパスポート及び住所確認書類の写し
- (2) 銀行口座開設申請書
- (3) 会計士によって記名された認証済会社書類(弊社提供)

4. 設立後お客様に渡す書類

- (1) 非香港会社として登録された旨の証明書の原本
- (2) 商業登記証の原本
- (3) 関連申請書類のコピー

5. 所要時間

手続	所要時間
啓源はお客様から署名済書類を受け取ります。	1日目
啓源は署名済書類を会社登記所に提出し、会社設立証明書を取得します。(署名	1 日目
済書類は午前 12 時後弊所に届いた場合、2 日目に会社登記所に提出します。)	
会社登記所は会社設立証明書及び商業登記証を発行します。	31 日目
啓源は会社登記所から会社設立証明書及び商業登記証を取得します。	32 日目
設立完了後、啓源は会社書類一式をお客様に送付します。	35 日目
銀行口座開設に関する会議の日時を予約します。	37 日目
銀行に申請書類を提出し、銀行口座番号、セキュリティデバイス、インタネットバン	60 日目
キング、テレフォンバンキングの PIN を取得します。	
小切手帳を発行します。	64 日目

6. 年間維持費用

非香港会社は設立 2 年目から、毎年の維持費用が約 1,700 米ドルとなります。その費用には以下の各項が含まれます。

- (1) 登録住所:年間 230 米ドル
- (2) 現地居住者代表者:年間 359 米ドル
- (3) 商業登記費:290 米ドル(政府によって調整される可能性がある)
- (4) 年次申告費用:14 米ドル
- (5) 会計記帳費用:運営を始めていない場合は不要
- (6) 法定監査費用:700 米ドル(外国法人は監査の義務がつけられていない場合、その香港支店も監査の義務を有しない)
- (7) 利得税申告書の作成・提出:100 米ドル
- (8) 雇用主支払報酬申告書の作成・提出:50 米ドル及び従業員 1 人あたり35 米ドル

7. 支払方法

お客様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、お客様に送信します。お客様は事前にサービス費用を全額支払う必要があります。

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。詳細は<u>こちら</u>。

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614 ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com